

医療法人社団ライフプロモート

ライフ居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団ライフプロモートのライフ居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援業務を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 関係市町村、老人保健センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ライフ居宅介護支援センター

二 所在地 本巣市仏生寺13番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 主任介護支援専門員 1名(管理者含む) 介護支援専門員 2名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

三 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。但し、日曜日、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間は午前8時30分から17時30分までとする。

三 電話等により営業時間内で、連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

- 第6条 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- 2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。
 - 3 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。但し、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講ずる。
 - 4 被保険者の要介護認定等に係る申請に関しては、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
 - 5 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
 - 6 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう、必要な援助をする。
 - 7 介護支援専門員は、常に身分を証する書類を携行し、利用者やその家族から求められた時は、これを提示することとする。
 - 8 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、又はその利用者からの申出があった場合には、その利用者に対し、居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(指定居宅介護の内容)

- 第7条 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。
 - 3 介護支援専門員は、通常事業所内の相談室で利用者の相談を受ける。
 - 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、その者が置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 5 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 6 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者側から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることを利用者及び家族に対して説明する。
- 7 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を介護支援専門員に対して求めることが可能であることを利用者及び家族に説明する。
- 8 入院時、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう、利用者またはその家族に協力を求めるものとする。
- 9 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- 10 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるものとする。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する。
- 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- 12 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議（以下「サービス担当者会議」という。）の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。
- 13 サービス担当者会議は、通常は利用者の自宅で開催する。
- 14 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得る。
- 15 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- 1 6 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、毎月1回以上、利用者の居宅を訪問する。
- 1 7 介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、又は利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 1 8 介護支援専門員は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求める。
- 1 9 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法について、理解しやすいよう説明を行う。

（指定居宅介護支援の利用料等）

- 第8条 指定居宅介護支援の提供をした場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担は生じない。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を超えた地点から1km毎に15円を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする

（通常の事業の実施地域）

- 第9条 通常の事業の実施地域は、本巢市（旧根尾村は除く）、北方町、瑞穂市、伊自良川より西の岐阜市の一部区域（七郷・河渡小学校下）とする。

（利用者に関する市町村等への通知）

- 第10条 利用者が次の各号に該当する場合は、市町村に対して通知することとする。
- 一 正当な理由なく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき
 - 二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき

（勤務体制の確保）

- 第11条 利用者に対して、適切な指定居宅介護を提供できるよう、介護支援専門員等の勤務体制を定める。
- 2 介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回

(従業員の健康管理)

第12条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(掲示)

第13条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第14条 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(居宅サービス提供事業者からの利益収受の禁止)

第15条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行わない。

- 2 居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの代償として、その事業者から金品その他の財産上の利益を収受することはしない。

(苦情処理)

第16条 提供した指定居宅介護支援、又は自ら作成した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずる（別紙の手順に示す）。

- 2 提供した指定居宅介護支援に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関しては市町村が行う調査にも協力する。市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 3 自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに対する苦情を、利用者が国民健康保険団体連合会に申し立てる場合、必要な援助を行う。
- 4 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号に基づく指導又は助言を受けた場合は、当核指導等に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場

合には、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第20条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の事項)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ライフプロモートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は平成17年9月1日から施行する。

附 則 この規程は平成17年10月1日から施行する。

附 則 この規程は平成25年 7月1日から施行する。

附 則 この規程は平成30年 2月9日から施行する。

附 則 この規程は平成31年 4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和 5年 9月1日から施行する。

附 則 この規程は令和 6年 4月15日から施行する。

附 則 この規程は令和 7年 3月1日から施行する。